

写

柏市監査委員告示第 4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき柏市職員措置請求に係る監査を行ったので，その結果を別紙のとおり公表します。

令和 5年 4月20日

柏市監査委員	小	栗	一	徳
柏市監査委員	日	暮	榮	治
柏市監査委員	松	本	寛	道

## 1 請求の受付

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）に係る柏市職員措置請求書（以下「請求書」という。）は令和5年2月20日に受け付けた。

## 2 請求の要旨

（請求書及び請求書（別紙）から原文のまま記載）

### 柏市職員措置請求書

別紙の通り（以下の者、前回措置請求した通り）に関する措置請求の要旨

#### 1 請求の要旨

別紙の通りです

#### 2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

別紙の通り

#### 3 請求者

略

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

2023年2月20日

柏市監査委員 あて

### 柏市職員措置請求書（別紙）

柏市GIGAスクールに関する措置請求の要旨

#### 請求の要旨

令和2年度から実施しているGIGAスクールに関する監査請求の件は今も継続され税金の垂れ流しをしている。従って再度監査請求をするものです。（要旨は前回の物を参考資料、今回はこれまで二重投資され、今も毎月リース代が支払われている

る、その金額を（以下の者前秋山市長、前鬼沢副市長，前河鳶教育長、大内統括リーダー、前高橋財政部長〔現代表監査〕前新井契約課長〔現教育総務課長〕この案件の決済者の認証印のある者及契約事務の責任者らは全額返還せよ

## 2. 日時

G I G A スクール関連では二重投資であることが明らかになったのは教育長の令 9 月議会での答弁、その後 1 1 月 2 4 日付けの調査報告書で詳細を知った

調査報告書によると P16 のリース機器の入替の妥当性・P17 の L A N 領域の構築の妥当性) の中でもエビデンスが残っており、責任の所在が不明確であると指摘している、また領域のための機器導入についても疑問が残ると報告書ではあきらかにしている。こうした中、令 3 年度決算書 P467 情報教育の推進で今日も二重投資の支払いが毎月行われている事が判明したため令 5 年 2 月 9 日に資料要求したもの（令 3. 4 年度現在の資料貼付）こうしたことは監査委員や関係者（事務局）は資料を取り寄せれば疑問、不正が明らかであるにも関わらず柏市監査委員は調査すらしないにも問題がある。何のために事務局員。監査委員報酬など莫大な税金が投入されているのか、令和 2 年、3 年の監査時点で見逃していることにも問題である。

## 3. 外部監査請求を求める理由

前回監査請求をした内容や調査報告書を見れば、柏市監査委員として監査を開始すべきである。3 億を超える市民の血税が無駄であることは明らかである

監査委員が見逃したのか又は監査の必要性が無いとしたのか等なら柏市監査委員会には不信しかない。監査委員（監査委員会の費用は令 3 年度決算 91,959,778 円）の任務がはたされているとは思えないため外部監査を求める

## 3 請求の受理

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に規定する住民監査請求の要件に照らして審査した結果、本件請求は要件を具備しているものと判断し、令和 5 年 2 月 2 8 日にこれを受理した。

## 4 監査の実施

### (1) 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、本件請求について、法第 2 5 2 条の 4 3 第 1 項の

規定により監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めているが、本件請求の監査を行うに当たっては、特に外部の者による専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられるため、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認められなかった。

(2) 監査を執行した監査委員

小 栗 一 徳

日 暮 榮 治

松 本 寛 道

なお、高橋秀明監査委員は、法第199条の2の規定により除斥とした。

(3) 監査の対象事項

請求の要旨及び請求書に添えられた事実証明書から、監査の対象事項について検討を行った。

その結果、校内LAN等整備賃貸借契約（以下「当該リース契約」という。）で賃借したネットワーク機器等は、別途締結した委託契約により、市立小中学校の全校で統一した機器への入替えを行ったことに伴い、その一部が撤去され別の場所に保管されている。撤去された機器に対し、当該リース契約に基づく賃借料（以下「リース料」という。）の支出が続けられていることは、違法又は不当な公金の支出であり、市に損害を与えているか否かを監査の対象事項とした。

(4) 監査の対象とする公金の支出

監査の対象とする公金の支出については、法第242条第2項に規定する「請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。」に基づき、令和4年2月20日以降に支出したリース料とした。

(5) 監査対象部局

教育委員会学校教育部指導課，同ICT推進室

企画部DX推進課

財政部契約課

(6) 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

令和5年3月17日，法第242条第7項の規定に基づき，

請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、監査対象部局の関係職員の立会いのもと陳述を聴取した。なお、新たな証拠の提出はなかった。

(7) 監査対象部局及び関係部局に対する調査

令和5年3月1日に監査の執行を通知し、当該リース契約及びリース料の支出に関する事務の関係資料の提出を求め、調査を行った。

また、令和5年3月17日、監査対象部局から本件請求に係る陳述の聴取を行った。

(8) 関係職員の調査

関係職員として、ICT推進室及び財政部財政課の職員、令和2年度に財政部及び契約課に在籍していた職員、令和2年度にGIGAスクール構想関連業務等に従事するため教育委員会学校教育課に併任辞令の交付により配属されていた職員に対し、聞き取りを行った。

(9) 関係人の調査

当該リース契約の相手方2者及び市立小中学校の全校で統一した機器への入替えを行った委託契約の相手方1者に対し、法第199条第8項に基づく書面による調査を行った。

## 5 監査の結果

(1) 本件請求に係る事実の確認

監査対象部局から提出を受けた関係資料の調査等に基づき確認した事実は次のとおりである。

ア 当該リース契約について

(ア) 目的

市立小中学校の普通教室、特別支援教室及び特別教室に学習系及び校務系の校内LANの整備を行い、市の使用に供するとともに、導入に伴う機器等が常時正常な状態で稼働し得るよう保守を行うことを目的とする。

(イ) 契約の内容

当該リース契約は3件の契約であり、主な内容は次のとおりである。

1	契約名	校内LAN等整備賃貸借（田中北小学校他25校） ※以下「当該リース契約①」という。
2	対象校	小学校10校，中学校16校
3	契約日	平成29年6月22日
4	賃貸借期間	平成29年10月1日～令和4年9月30日
5	契約金額	147,776,400円（税込）
6	支払回数等	総価・各月支払（60回），月額2,462,940円（税込）
7	契約の相手方	A社（受注者），B社（機器等所有者）

1	契約名	校内LAN等整備賃貸借（柏一小学校他9校） ※以下，「当該リース契約②」という。
2	対象校	小学校10校
3	契約日	平成30年6月6日
4	賃貸借期間	平成30年10月1日～令和5年9月30日
5	契約金額	72,770,400円（税込）
6	支払回数等	総価・各月支払（60回），月額1,212,840円（税込）
7	契約の相手方	A社（受注者），B社（機器等所有者）

1	契約名	校内LAN整備等賃貸借（柏第二小学校他13校） ※以下「当該リース契約③」という。
2	対象校	小学校10校，中学校4校
3	契約日	令和元年6月6日
4	賃貸借期間	令和元年10月1日～令和6年9月30日
5	契約金額	108,537,000円（税込）
6	支払回数等	総価・各月支払（60回），月額1,808,950円（税込）
7	変更契約日	令和元年8月6日
8	変更後の契約金額	110,154,000円（税込）
9	変更後の支払額	月額1,835,900円（税込）
10	契約の相手方	A社（受注者），B社（機器等所有者）

(ウ) 機器の入替えについて

当該リース契約で整備した機器のうち，学習系の機器は，別途締結した委託契約に基づき，市立小中学校の全校で統一した機器への入替えが行われている。また，校務系の機器については，当該リース契約に基づき引き続き使用されている。

なお，このことによる当該リース契約の変更等は行われていない。

(エ) 契約の解除に関する規定

契約書において、市は、当該リース契約の相手方であるA社又はB社が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができるとしており、また、市の歳入歳出予算のうち、この契約により市が負担する債務に係る部分について減額又は削除があったときも契約を解除できるものとするとして規定している。

- a この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- b A社又はB社の責めに帰す理由により履行期限までに給付を完了する見込みが無いとき。
- c この契約の履行の監督又は検査に際し、これに携わる職員の職務の執行を妨げたとき。
- d その他この契約の条項に違反する行為があったとき。

(オ) 損害金に関する規定

契約書において、この契約の各当事者の履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関することについては、それら債務の不履行が生じた後に、市とA社で別途協議するものと規定している。

(カ) 紛争解決方法

契約書において、この契約に関する紛争については、市とA社の両方で解決に当たるものとするとして規定している。

(キ) 疑義の決定等

契約書において、この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、市とA社で協議の上、定めるものとするとして規定している。

イ 市立小中学校の全校で統一した機器への入替えを行った委託契約について

全校統一した機器への入替えは、「SINET接続に係るネットワークの調整等業務委託」及び「SINET接続に係るネットワークの調整等業務委託（その2）」に基づく委託業務の中で実施している。

委託契約の概要は次のとおりであり、それぞれの契約期間内に機器の入替えが行われている。

1	契約名	SINET接続に係るネットワークの調整等業務委託 ※以下、「SINETその1」という。
2	概要	国立情報学研究所が提供する学術情報ネットワーク（SINET）に接続するため既設アクセスポイントの統一、別途発注した「校内LAN等整備工事」で設置する機器の設定及び全体の論理設計等を委託するもの
3	委託業務の内容	(1) LANネットワーク構築支援 (2) ネットワーク機器設定業務（工事設置分） (3) ネットワーク機器設定業務（WAN環境対応分） (4) ネットワーク機器調達及び取付業務 (5) その他(1)～(4)に付随する業務 ※(4)において、各校のネットワーク機器を「校内LAN等整備工事」で設置する機器と同一の機器に置き換え、また当該リース契約に基づく既存の機器を市の別途指定する場所へ搬送することとしている。
4	契約日	令和2年12月2日
5	業務委託期間	令和2年12月3日～令和3年3月31日
6	契約金額	326,975,000円（税込）
7	変更契約日	令和3年3月2日
8	支払日	令和3年4月19日
9	契約の相手方	C社

1	契約名	SINET接続に係るネットワークの調整等業務委託 （その2） ※以下、「SINETその2」という。
2	概要	国立情報学研究所が提供する学術情報ネットワーク（SINET）に接続するため既設アクセスポイントの統一等を委託するもの
3	委託業務の内容	(1) ネットワーク機器設定業務（WAN環境対応分） (2) ネットワーク機器調達及び取付業務 (3) その他(1)～(2)に付随する業務 ※(2)において、各校のネットワーク機器を「校内LAN等整備工事」で設置する機器と同一の機器に置き換え、また当該リース契約に基づく既存の機器を市の別途指定する場所へ搬送することとしている。
3	契約日	令和3年1月8日
4	業務委託期間	令和3年1月12日～令和3年6月30日
5	契約金額	219,218,846円（税込）
6	変更契約日	令和3年3月2日
7	変更後の契約金額	246,950,000円（税込）
8	変更後の業務委託期間	～令和3年8月31日
9	支払日	令和3年9月21日
10	契約の相手方	C社

ウ 全校統一した機器への入替えに伴う既存の機器の取扱いについて

SINETその1及びSINETその2の契約により、



小学校30校及び中学校20校において、当該リース契約に基づく既存のネットワーク機器のうち、学習系L2スイッチ427台、HUBボックス418台、無線アクセスポイント351台が撤去された。

撤去後の機器は、仕様書上、市の別途指定する場所へ搬送することとしており、当初は委託契約の相手方であるC社が借用した倉庫内に保管していたが、保管費用がC社の負担となることから、令和3年4月28日以降は市の施設である山高野浄化センターに保管している。

なお、当該リース契約①は、令和4年9月30日に賃貸借期間が満了したため、該当する機器はA社により山高野浄化センターから搬出されている。

エ 撤去した機器へのリース料の支出について

当該リース契約3件について、学習系の機器の撤去に伴う変更契約を行っていないため、撤去した機器へのリース料の支出は契約書どおり続いている。

このため、当該リース契約に基づく撤去した機器に対するリース料の支出は、令和4年2月20日以降令和6年9月30日までに計94,199,988円生じることが見込まれる。

なお、令和4年2月20日以降のリース料の支出額及び支出予定額は次のとおりである。

当該リース契約①

※令和3年度の撤去した機器に対する支出額は小数点第一位を四捨五入

年度	令和4年2月20日以降 賃貸借期間満了までの支出額	左記のうち 撤去した機器に対する支出額
令和3年度（2月,3月分）	4,925,880円	4,606,157円
令和4年度（9月分まで）	14,777,640円	13,818,470円
合計	19,703,520円	18,424,627円

当該リース契約②

※令和3年度の撤去した機器に対する支出額は小数点第一位を四捨五入

年度	令和4年2月20日以降 賃貸借期間満了までの支出（予定）額	左記のうち 撤去した機器に対する支出（予定）額
令和3年度（2月,3月分）	2,425,680円	2,040,682円
令和4年度	14,554,080円	12,244,090円
令和5年度（9月分まで）	7,277,040円	6,122,045円
合計	24,256,800円	20,406,817円

当該リース契約③

年度	令和4年2月20日以降 賃貸借期間満了までの支出（予定）額	左記のうち 撤去した機器に対する支出(予定)額
令和3年度（2月,3月分）	3,671,800円	3,460,534円
令和4年度	22,030,800円	20,763,204円
令和5年度	22,030,800円	20,763,204円
令和6年度（9月分まで）	11,015,400円	10,381,602円
合計	58,748,800円	55,368,544円

(2) 請求人の陳述

請求人の陳述のうち、監査の対象事項に係る説明の要旨は次のとおりである。

ア 財政部が令和3年2月9日に出した「GIGAスクール構想の整備に関する契約事務の適正性の検証結果について」の調査報告書に添付された資料に基づき別途確認したところ、令和2年10月に、学校教育課から総務部行政課に対して、当該リース契約の解除について問い合わせをしている。

その問い合わせに対し、同年10月22日、行政課から、当該リース契約の契約書に規定する契約解除の事由には、市側の都合による契約解除に該当する規定がなく、当該リース契約の解除は、契約を締結した3者の合意によることになり、相手方は合意解除に際し、残りの期間のリース料相当額の金銭を市に請求することが十分予想されること、また当該リース料相当額の金銭の法的性質は損害賠償に当たり、損害賠償金を定めるに当たっては地方自治法第96条第1項第13号に基づき議会の議決が必要となるため、議会への説明に当たり、損害賠償金の支出の必要性について十分に検討が必要であることなどを、学校教育課、指導課、財政課、契約課の関係職員約20名にメールで送信しているが、各部署の誰もこの指摘について対応していない。

イ 行政は基本的には議論して決定したことがあった際には議事録を作成するものと思われるが、今回の件についてはそういったことが全くなされていない。

(3) 監査対象部局及び関係部局に対する調査等

監査対象部局の陳述及び関係職員の聞き取り並びに関係資料から把握した内容は次のとおりである。

なお、当該リース契約に基づくリース料の支出の所管部署は、令和3年度が指導課、令和4年度以降はICT推進室である。

ア ICT推進室

(ア) 校内LAN等の整備の背景

情報教育については、昭和62年度に田中北小学校に初めてパソコン教室を整備し、平成3年度以降、順次市内各学校で整備を進めた。平成12年度からは光ファイバー等を利用した高速インターネット回線を整備したが、その後は再整備を行わないまま約15年が経過し、ネットワークが老朽化したため、市内63校の市立小中学校を4グループに分け、平成29年度から順次整備を進めることとした。このうち3グループ50校の校内LAN整備が、今回の監査対象となった3件の当該リース契約により実施したものである。

なお、4グループのうち、残り1グループ11校については、令和2年度から新たな契約により整備する予定であったが、GIGAスクール構想の取組開始に伴い、GIGAスクール対応の校内LAN等整備工事により実施している。また、残り2校は、長寿命化工事が予定されていた土小学校と当時新設校の柏の葉中学校であり、当該工事の中で整備している。

(イ) 当該リース契約による校内LAN整備の内容

当該リース契約による校内LANの整備はGIGAスクール構想が国から示される前のものであり、各校のパソコン教室にある40台のパソコンと小中学校の普通教室で教員が使うパソコン、小学校の普通教室と小中学校の職員室で教職員が使用する校務支援システムの稼働を目的としたものであった。この処理のために、教職員だけが使用する校務系と呼ばれる系統と、授業で使用する学習系と呼ばれる系統の2系統の整備となっている。

(ウ) G I G A スクール構想への対応とリース機器の入替え

令和元年12月に国からG I G Aスクール構想が示されたことを受け、令和2年2月の市議会に補正予算を議案として提出しそれが認められ、G I G Aスクール構想に対応した校内LANの整備をすることとなった。しかし、令和2年4月に、それまで国が示していた4か年をかけて1人1台の端末を稼働する環境整備の方針が、令和3年4月から小中学校の全学年で1人1台の端末を稼働する方針に変更されたことを受け、当該リース契約による校内LAN環境における稼働に対して、複数の事業者から懸念が示された。

この懸念は、全学年で1人1台の端末を稼働することになると、通信量の増加により障害が発生する可能性があるというものであったが、ネットワークの安定的な稼働と機器トラブルが生じた際の円滑な障害対応を重視した前市長の意向により、既存のリース機器を入れ替え、機器を全校統一することになった。

なお、小中学校の全学年における1人1台端末の一斉稼働に当たっては、校内LANについて何らかの補強が必要であると教育委員会として認識していたが、増強に際して本来必要であるはずの詳細な検証については、令和3年度までに整備をしなければならない時間的な制約や、当時の人員体制から困難であったと考える。

リース機器の入替えは、令和2年12月2日に契約を締結したS I N E Tその1及び令和3年1月8日に契約を締結したS I N E Tその2の業務委託により実施し、取り外された学習系のリース機器は、使用せずに山高野浄化センターに保管している。

(エ) 賃貸借契約の変更契約について

当該リース契約は、解約時の一括返済について契約書に明記されていないが、実態としては、途中解約は原則できず、解約等に際しては違約金として残存リース料の一括返済義務が生じるファイナンス・リースであるとの認識を持

っている。

機器統一により学習系のリース機器を取り外すことに伴い、令和2年10月13日に、A社に対し契約金額の減額や契約の解除について電話で照会したところ、解約する場合は違約金としてリース料の残額を一括して支払う必要があること、減額になる部分はないとの回答があった。

そのため、解約することによる市のメリットはないものと判断したが、A社との電話でのやり取りは組織内部での報告が行われなかった。

また、機器の入替えに伴い既存機器の取り外し作業を別事業者が行うことから、その部分について減額の可能性を考えていたが、リース期間満了時には使用している校務系機器の取り外し作業とともに、山高野浄化センターに保管している機器の回収も発生するため、結果として減額の余地はないと解釈した。

並行して、行政課にも当該リース契約の解除に係る見解を求めたところ、解約する場合、残りのリース期間のリース料相当額の損害賠償金を請求されることが予想され、その際は市議会の議決を要すること、また機器の返還により相手方は、相手方が得た利益を清算する義務を負う可能性がある旨の回答を受けた。

最終的には、変更契約することによる市へのメリットはないものと判断して契約を継続し、リース料の支払を続けている。

なお、保守費用については、校務系のリース機器の保守を継続しており、対応する学校数も契約時の50校から変更がないため、保守に充てる人員に変更はないと認識している。またA社にも、保守費用の変更はできないことを令和5年1月12日に確認した。

(オ) 機器統一に係る意思決定の手続について

G I G Aスクール構想に係る環境整備のうちW A N及び校内L A Nについては、令和2年度当時の指導課の担当職員が前市長から直接指示を受けていた。

その上で、教育委員会内で環境整備の方向性や方法、スケジュール等の共通認識を持つために、令和2年8月6日及び同年10月28日に、前市長から指示を受けていた指導課の担当職員が、教育長、学校教育部長、学校教育部理事及び学校教育課長に対し、GIGAスクール構想の対応状況について報告を行っている。

意思決定については、契約締結に際しては施行伺など必要な手続を踏んでいる。しかしながら、機器統一の意思決定までの検討の過程や協議の内容についての報告書や起案文書等は作成していなかった。

#### イ DX推進課

GIGAスクール構想関連契約（ネットワーク環境整備）の調査報告書は、企画部からコンサルティング会社に委託して作成したものであり、教育委員会が保有する紙及び電子の文書データの提出を受け、また調査委託業者から教育委員会の職員に聞き取りを実施し調査を行った。

調査の結果、当時の機器入替えの経緯や検証内容が記載されたエビデンスは確認できず、また機器選定の経緯や当時の利用想定に関するエビデンスが残っていなかったため、教育委員会として検討した記録は確認できなかったという結論となった。

#### ウ 契約課

GIGAスクール構想の整備に関連する契約事務の適正性の検証結果について、財政部が実施した教育委員会に対する調査の結果、当該リース契約に関しては2点の問題点があるとの結論に至った。

1点目は、書面による意思決定の経緯が記録されていないため、何を根拠として、誰の判断によって現契約を継続するという結論に至ったかということを当時の担当職員に聞き取りしない限り明らかにできない点である。

2点目は、当該リース契約によるリース機器について、不要になったものを他の業者が取り外し、その結果、保守を行う対象が減り、撤去費用と保守に関する負担が軽減されて

いるにも関わらず、契約額をそのままとしているが、本来は取り外しを行った時点でこれらを減額交渉の材料として交渉すべきだったのではないかという点である。仮に交渉を行っても不調になる可能性はあるが、事業費のことを鑑みれば粘り強い交渉を実施すべきだったものとする。また対象機器の一部の保守が不要になっているにもかかわらず、変更契約の手続を行っていないことも問題点と認識している。

#### エ 財政課

市立小中学校の全校で統一した機器への入替えを行った委託契約2件については、令和2年度当初予算において予算を計上していなかったため、SINETその1は工事請負費を流用し、またSINETその2については令和2年度11月補正予算を計上して予算を確保した。

令和2年10月22日に実施した補正予算の市長査定において、当課から前市長に対し、委託契約に基づき市立小中学校の全校で統一した機器を導入することにより、既存のリース機器の一部が不要となるが、当該リース契約は継続しリース料もそのまま支出を続けるとの報告が指導課からあったことを説明した。

その結果、前市長からは、市立小中学校における適切な環境整備のためには必要な投資であるとの見解があった。

また、同日、行政課から当課、契約課、学校教育課及び指導課に対し、学校教育課が行政課に依頼した当該リース契約の解除に関する相談の回答が送信された。

その後、指導課から当課に対し、当該リース契約の解約等は行わずそのまま継続することを決定した旨が報告された。

#### (4) 関係人の調査

関係人として、当該リース契約の相手方であるA社及びB社に対し、任意の協力のもとに書面調査を行った結果、把握した内容は次のとおりである。

##### ア 当該リース契約の契約形態について

当該リース契約の契約形態はファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれであるかについて確認し

た。

その結果，当該リース契約の契約書は市の指定様式であり，A社及びB社としてファイナンス・リース又はオペレーティング・リースを区分するものではないとのことであった。

イ 当該リース契約の変更及び契約金額の減額について

当該リース契約について，現在使用している校務系の機器のみの賃借及び保守の内容に変更することが可能であるか，またその場合に契約金額が減額となる余地があるか，加えて，契約期間中に解約又は使用している部分のみの契約に変更した場合，違約金の違いはあるかについて確認した。

その結果，当該リース契約は，市の定める入札手続に従い締結し，かつ賃貸人としての履行義務を適切に果たしており，当該契約に定める解除事由のいずれにも該当しないことから，市の一方的な都合により契約を変更し機器の一部を解約することには応じかねること，ただし，契約当事者間の協議により，当初の賃貸借期間（60か月）を前提とした残存リース料の全額に相当する額を支払う場合は契約変更を検討する余地があるとのことであった。

また，当該リース契約は，市の仕様書に従い60か月の長期継続契約として締結し，市の要望に基づき機器を選定し，応札金額を総価（60回払）で算出していることや，当該リース契約に係る機器等は柏市の市立小中学校向けLAN設備及び工事であり，柏市以外での機器等の転用若しくは転売又は残存価格の設定による投下資本回収を想定していないこと等から，応札金額である総価の支払が約束された契約であるとの認識であり，契約金額の減額には応えられないとのことであった。

## 6 判断

監査の結果，本件請求については次のとおり判断した。

### (1) 本件請求の行為者について

本件請求の行為者について，請求人は「前秋山市長、前鬼沢副市長，前河鳶教育長、大内統括リーダー、前高橋財政



部長〔現代表監査〕前新井契約課長〔現教育総務課長〕この案件の決済者の認証印のある者及契約事務の責任者ら」（請求書から原文のまま記載）としているが、本件請求の監査対象とした公金の支出は、令和4年2月20日以降に支出されたリース料であるため、本件請求の行為者は、令和4年2月20日以降の予算執行の責任者である現市長及び令和4年2月20日以降のリース料の支出に関する事務を専決する権限を与えられた職員であると判断した。

(2) 市立小中学校の全校で統一した機器への入替えを行ったことについて

監査対象部局への調査の結果、市立小中学校の全校で統一した機器への入替えを行ったことは前市長の意向であり、市立小中学校の全学年における1人1台端末の整備に伴い、将来を見越した安定的な通信ネットワークの構築及び障害発生時の迅速な対応が可能となる保守管理体制が必要との前市長の政策的判断であった。

従って、当該リース契約に基づく既存の機器があるにもかかわらず、全校で統一した新たな機器に入れ替えたことについては、GIGAスクール構想に基づく市立小中学校の学習環境の整備に必要な投資であるという前市長の政策的判断で行われたものであるため、その適否については監査委員の判断が及ばないものとする。

なお、企画部の調査報告書において、保守品質向上の観点から、リース機器の入替えによる機器メーカーの統一を実施したことは妥当であると考察している。また、教育委員会の陳述においても、令和3年度前半に生じていた、授業の中でインターネットが繋がりにくいという状態の要因は校内LANではなかったことが判明し、現在でも大きなトラブルは発生しておらず、適切な環境を整備したと考えているとの説明があった。

(3) 撤去した機器へのリース料の支出について

当該リース契約に基づくリース料の支出については、機器の統一により既存のリース機器の一部が撤去された後もそ

の機器に対するリース料はそのまま支出されており，本件請求の監査対象である令和4年2月20日以降令和6年9月30日までに，撤去した機器に係るリース料は計94,199,988円支出される見込みである。

当該リース契約の令和2年度時点の所管部署であった指導課の担当職員は，当該リース契約について，契約書上は明記されていないものの，解約時には残存リース料を一括して支払う義務を負うものと認識していたと主張している。令和2年10月13日に，A社に対し電話にて契約の解除等について確認したところ，解約時の違約金はリース料の残額を一括して支払う必要があり，減額になる部分はないとの回答を受けたとしている。

一方で，請求人の陳述でもあったとおり，学校教育課は令和2年10月，行政課に対し当該リース契約の解除について相談している。同年10月22日にメールで送信された行政課意見によると，市側の都合による契約解除について契約書上に該当する規定はなく，適用される令和2年4月1日の改正民法施行前の旧民法においても本事案に適用できる規定がないため，契約を締結した3者の合意により解除することとなるが，市に対して残存リース料相当額を損害賠償金として請求してくることは十分予想されることや，当該リース契約がファイナンス・リースに該当するか否かは契約書からは定かでないが，ファイナンス・リースに近い性質のものである場合には，賃貸借目的物の返還を受けた相手方がそれにより取得した利益の清算の義務を負う可能性，すなわち支払額の減額の可能性は十分にある旨を回答している。

この回答は，学校教育課のみならず指導課，財政課及び契約課にも送信されていた。最終的に，指導課は，A社に電話で確認をした際に減額になる部分はないとの回答があったことをもってリース契約をそのまま継続することを決定し，その決定を財政課に報告した。

しかしながら，本来であれば，市立小中学校の全校で統一した機器を導入し既存のリース機器の一部を撤去するとい

う選択肢が現れた段階で、速やかに市と当該リース契約の相手方2者との間で契約内容やリース機器の取扱い等についての確認及び協議を実施し、またその内容を踏まえ、教育委員会内での慎重な検討や関係部署との調整を行った上で、市として取るべき適切な対応を決定するべきであった。それを怠り、結果的に電話での確認のみをもってこのような大きな判断を行ったことは、市民から託された大切な財産である公金を扱っているという自覚が欠けており不適切な対応と言わざるを得ない。

また、機器の統一及びそれに伴う既存のリース機器の一部撤去、さらに当該リース契約をそのまま継続することについて、意思決定の内容や決定に至るまでの検討過程に関する公文書を作成していないことは、「所管事務に係る意思決定は、公文書を作成して行うものとする」と規定し、かつ「所管事務に係る実績の記録は、公文書を作成することにより行うものとする」と規定する柏市教育委員会公文書管理規則第8条に違反していると言える。

このように、当該リース契約に基づく公金の支出は、事務手続に適正を欠き市の規則に違反する部分があることは明らかである。

しかしながら、当該リース契約の契約書では、市側の都合による契約解除について、この契約に係る部分の市の歳入歳出予算の減額又は削除があったとき以外の規定がなく、また、市と契約の相手方2者のいずれも、当該リース契約について、途中解約は原則できず、解約等に際しては残存リース料の全額を支払う義務が生じると認識している。さらに、当該リース契約の相手方2者によれば、当該リース契約は応札金額を総価（60回払）で算出しており、また当該リース契約に係る機器等は本市の市立小中学校向けLAN設備及び工事であり、本市以外での機器等の転用若しくは転売又は残存価格の設定による投下資本回収を想定していないため、契約金額の減額には応えられないとのことであった。

そのため、仮に機器の入替えに伴い当該リース契約を一

部解約する変更契約を締結した場合であっても、残存リース料の全額の支払が必要となるため支払額は契約変更前と変わらず、また、変更契約の締結によりリース機器を返還した場合であっても、当該リース契約の相手方がリース機器の返還により利益を得られるかは定かではなく、利益の清算による市の支払額の減額の可否は不確定であるため、撤去した機器に対しリース料の支出を続けていることが市に損害を与えているとは言い切れないと判断した。

以上のことから、本件請求の対象である当該リース契約に基づくリース料の支出は、市に損害を与えた違法又は不当な公金の支出であるとする理由がないので、本件請求を棄却する。

## 7 監査の結果に基づく意見

本監査を実施する中で問題点が見られたので、次のとおり意見を述べる。

当該リース契約については、支払額が減額できるか否かに関わらず、撤去したリース機器を山高野浄化センターに保管し続けることは、市の施設の一部を複数年に渡り不要な機器の保管に占有することのみならず、リース機器について善良なる管理者の注意義務を負うことから適切ではないと考える。当該リース契約の現在の所管部署であるICT推進室においては、当該リース契約の相手方2者と十分な協議を行い、市として取るべき最善の方法を速やかに検討されたい。

なお、当該リース契約に係る契約書及び仕様書については、リース機器返還時の機器の撤去や搬送に係る費用負担等についての記載がなく、契約の条件に疑義が生じた点があった。ICT推進室においては、今後の契約手続に際し、仕様書や契約書の記載事項に不足がないよう十分に留意されたい。

また、本監査の中では、当該リース契約の継続だけでなくGIGAスクール構想の実現に向けた多くの意思決定において、その過程が公文書で確認できず、市の各部署が担当する業務の範囲を規定した事務分掌や責任の所在においても不明瞭な点が見られた。

公文書は、各部署の職員が職務上組織的に用いるものとして作成するものであり、G I G A スクール構想関連事業の令和2年度及び令和3年度の決算額は約41億円に及ぶ大規模事業であることを踏まえれば、その意思決定に至る過程や事務事業の実績を検証することができるよう公文書の作成や保存を適切に行い、市民への説明責任を果たさなければならない。

しかしながら、本監査の中で確認した状況は、教育委員会の保有する公文書の管理に関し必要な事項を定めた柏市教育委員会公文書管理規則第8条に違反するものであった。

教育委員会は、意思決定の過程や事務事業の実績を正確に表した公文書を作成する必要があることを強く認識し、今後早急にどのような方策を講じる必要があるかを組織として検討し共有されたい。

最後になるが、今回の事案は、今後の市立小中学校における教育環境に大きな影響を与える重要かつ大規模な事業を少数の職員に担わせ、情報共有も不十分なまま、市として組織的な対応が行われていなかったことがその根底にあると考える。

当時、市は新型コロナウイルス感染症の対応に追われていた時期であり、また教育委員会においては、令和3年4月までに全学年1人1台の端末を有効に稼働させる環境の整備に向けて時間や人員が不足するひっ迫した状況であったことは理解できるが、やはり内部統制の運用状況に問題があったと言わざるを得ない。

市は、契約手続及び文書管理並びに組織管理の適正化に向けた取組を進められ、今後同様の事案が発生しないよう内部統制の運用を徹底されたい。